

平成26年度権利擁護部会活動計画

1. 部会設置目的

障害者虐待防止法に基づく18歳以上65歳未満の障害のある人を対象に虐待等
人権侵害事案への対応、金銭管理や契約などの経済活動の支援、衣食住など日常生
活のなかの自己決定の保障など、障害のある人が地域で暮らす基盤を構築するこ
とを目的とする。

2. 活動計画

活 動 名	時期・回数	活 動 方 法
1. 部会の開催	年6回予定 4月・5月・7月 9月・11月・1月	2つのワーキンググループに分ける。 が、全会員で本年は事例検討を主に活 動していく。
2. 活動内容 事例検討班・広報班 ・事例検討を継続する。 ・事例を通して広報の内容や方法を協議する。 ・権利擁護に関して虐待防止や成年後見制度の周知を図るため、事例を参考にして 平成27年度にリーフレットの作成を目指す。		

以上